

低入札価格調査について

別紙

(平成16年5月18日付け技第186号「低入札価格調査実施要領の策定について」で通知)

- 1 本工事は、予定価格（税込み）が1億円以上であるため、調査基準価格を下回る価格で落札した場合については、次に示すとおり低入札価格調査（再調査含む）に協力しなければならない。
- 2 請負者は、下請金額に関わらず、施工体制台帳及び施工体系図を入札執行者に提出（契約書の写しも含む。）しなければならない。また、下記事項に該当する変更の事実が生じる場合も同様、遅滞なく提出しなければならない。
 - ① 下請業者の追加及び変更（2次下請け以降は除く）
 - ② 下請負金額の増減（概ね2割以上）ただし、設計変更による数量増減に伴うものは除く
 - ③ 施工方法の変更
- 3 請負者は、2の書類の提出に際し、その内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは応じなければならない。
- 4 請負者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合において、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際し、その内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは応じなければならない。
- 5 請負者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合において、調査時と工事完了後の実績とを対比した書類等を提出し、かつその内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは応じなければならない。また、入札執行者が関係の下請負者の同席を求める場合は、応じなければならない。
- 6 2から5の提出等の指示に違反し、施工体制台帳を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（当初施行日、平成16年6月15日技第508号）に該当するものとし、入札参加資格停止とする。
- 7 2に該当する変更の事実が生じ、再調査を行った結果、契約に適合した履行がなされないと認められる場合には、建設工事請負契約書第44条第1項第10号に該当するものとし、契約を解除する。

※ なお、詳細については、「低入札価格調査実施要領」及び「低入札価格調査制度の改正について」をご覧ください。要領等については、県庁技術調査課及び各入札執行通知者で配布、又は「和歌山県技術調査課のホームページ」に掲載しています。

(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/bid/index.html>)